

## 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例

沖縄県企業立地促進条例（昭和57年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第28条第1項の規定により指定された地域」を「第29条第1項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められた同法第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域」に改め、同条第4号中「第35条第2項第2号の規定により定められた地域」を「第35条の2第1項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた同法第35条第2項第2号に規定する産業高度化・事業革新促進地域」に改め、同条第5号中「の規定により指定された地域」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第6号中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

第6条中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県企業立地促進条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

沖縄振興特別措置法の一部が改正されたことに伴い、用語の意義等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。